

「食べて応援しよう！in 仙台2026」出店者募集要項

【目 的】

東北農政局は、東日本大震災からの復興、農林水産物の風評払拭のため、被災した岩手県、宮城県及び福島県の農林漁業者、食品事業者が農林水産物や加工食品などを販売することで消費者に広く PR する場として「食べて応援しよう！in 仙台2026」を開催し、被災地の復興を支援します。

このため、上記のイベントを開催するに当たり、「食べて応援しよう！in 仙台2026」の開催要領の1に記載されている趣旨(以下「趣旨」という。)に賛同する出店者の方を募集します。

※ なお、開催場所変更に伴い、募集数は50店舗程度(今回は42店舗)となっています。

【主 催】 農林水産省東北農政局

【開催日時】 令和8年3月 14 日(土曜日) 10時00分～16時00分

令和8年3月 15 日(日曜日) 10時00分～15時00分

【開催場所】 勾当台公園仮設広場(仙台市青葉区本町 3-9-2 外)

【出店内容】 被災地の農林水産物及び加工食品などの販売、展示等

【応募資格】 以下の要件を全て満たしていること。

1. 趣旨に賛同し、岩手県、宮城県及び福島県のいずれかで生産又は水揚げされた農林水産物やこれら農林水産物を食材として使用する又は製造された加工食品などの商品をPR販売する者。
2. 岩手県、宮城県、福島県内を主たる活動の拠点としている(又はしていた)こと。
3. 暴力団関係者等反社会的勢力と関係のないこと。

注) なお、応募資格の要件1及び2を満たさない場合であっても、東北農政局「食べて応援しよう！in 仙台」実行委員会事務局(以下「事務局」という。)が特に必要と判断した者については出店を認める場合があります。

【応募方法】 1又は2のどちらかの方法で申込んでください。

1. 申込フォームからの申込

右の二次元コード(又は下記アドレス)から、申込フォームへ必要事項を入力し、送信してください。

<https://forms.office.com/r/VrN9GFMs5y>

2. 郵送又はメールでの申込

別紙1「出店申込書」と別紙2「同意書」に記入し、郵送もしくはメールで下記の申込先に提出でも可とします。



<郵送又はメールでの申込先>

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課内
「食べて応援しよう！in 仙台」実行委員会事務局

○郵送の場合の住所

〒980-0014

宮城県仙台市青葉区本町3-3-1 仙台合同庁舎A棟

○メールアドレス

tabete_ouen@maff.go.jp

※注）受け付けしましたら受付メールを送信しますので、受付メールが届かない場合は、
問合せ先まで電話にてご連絡ください。

【申込締切】

令和7年12月5日(金曜日)

【出店者数及び出店料】

1. 募集する出店者数は50店舗程度とします。
2. 出店料は無料です。また、出店用テントは事務局が用意する物(サイズ:奥行 2.7m×横幅 3.6m、
テント代金無料)を使用していただき、自前のテントの持込みは不可とします。
3. テーブル・イスは、自前のテーブル・イスの持込み又は事務局が仲介する契約業者からのレンタル
(代金は出店者自己負担)とします。
4. 3の貸テーブル・貸イス料(運搬諸経費含む)のほか、賠償保険料、旅費、宿泊費、保健所の許可等
出店に係る費用は出店者の負担となります。(事務局が仲介する貸テーブル・貸イスの料金は、後日
契約業者決定後、お知らせします。)
5. 売上げからの徴収はありません。全て出店者の売上金となります。

【出店者決定】

出店許可の可否は、出店申込書により事務局が審査し、**令和8年1月中旬までに結果を通知**します。
なお、申込数が募集数を超えた場合は、下記の選考優先事項を考慮し審査・決定します。

<選考優先事項>

- ・ 加工食品に関して、岩手県、宮城県及び福島県産の農林水産物の利用割合が多いこと。
- ・ 本イベントへ初出店する事業者であることもしくは過去に出店実績があるものの令和4年以降に
出店実績が無いこと。
- ・ その他、当イベントの開催趣旨に沿った、出店にふさわしいと事務局が認めた事業であること。

【出店についての確認事項】

1. 出店に関する権利は他者に譲渡できません。
2. 出店場所の配置については、安全性や会場全体のレイアウトを考慮し事務局が決定し、後日お知らせします。ご理解の上事務局に一任願います。
3. 会場内の路面、工作物等を損傷させる行為は厳禁です。
これに従わず路面、工作物等を損傷させた場合の損害賠償は、出店者が負うこととし、主催者は当該損害の賠償の責は負いません。
4. 暴力団関係者排除のため、出店者情報を警察に提供して確認する場合があります。
なお、確認後に出店にふさわしくないと判断する者は、出店をお断りさせていただきます。
その場合、これによって出店者に生じる損害について、主催者は責任を負いません。
5. 天災、悪天候、その他の不可抗力が生じた場合には、本イベントを中止することがあります。
その場合、これによって出店者に生じる損害について、主催者は責任を負いません。

【出店の際の遵守事項】

1. 岩手県、宮城県及び福島県のいずれかで生産された農林水産物名又はこれらを利用した加工食品等の品名及び主な食材名を、来場者に見えるよう店頭に掲示すること。
2. 販売する商品に係る各種法令等を遵守すること。
3. 搬入のための会場への車両の乗入れは各日7時30分から開始可能とし、9時30分までに開店準備を完了すること。
なお、開催時間内は営業を継続し、途中で閉店はしないこと。
4. 撤収は、令和8年3月15日(日曜日)16時45分までに完了すること。
なお、出店場所及び周辺を清掃すること。
5. 会場への車両の乗入れは、事務局の指示に従い指定した経路以外での進入はしないこと。
6. テントからはみ出して商品を置くことや、悪質、高圧的な販売及び呼び込みをしないこと。
7. 会場には出店者用の駐車場が無い場合、必要な場合は有料駐車場等を使用するなど出店者自ら確保することとし、会場周辺の道路等への駐車は厳禁とする。
8. 出店場所を他者に転貸する等、目的外に使用しないこと。
9. 火気器具及び発電機を使用する場合は、申込書3ページ目の「◆4. 火気器具及び発電機の使用の有無について」の該当欄にチェックを入れること。また、後日事務局から送付される「火気器具、発電機関係届出書」に必要事項を記入のうえ、令和8年2月13日(金曜日)までに提出すること。
なお、「火気器具、発電機関係届出書」に記載のない火気器具、発電機類は使用禁止とする(電源を使用する火気器具は、発電機を持ち込む場合のみ使用可能)。
10. 火気の使用の有無にかかわらず、出店者は必ず消火器を準備し、イベント中会場内で万が一火災が発生した場合には初期消火に協力すること。

11. 営業許可申請(飲食店営業、魚介類販売業)、営業届出(飲食店営業、魚介類販売業以外のもの)を、仙台市保健所にて手続きし、営業許可証等の写しを令和8年2月13日(金曜日)までに事務局へ提出すること。

なお、キッチンカーを除く仮設営業店舗では、生食用の生鮮食品(さしみ、寿司、馬刺し等)及びおにぎりは提供できない。

また、イベント当日は保健所が発行する営業許可書及び事務局が交付する出店許可証を、来場者から見える場所に必ず掲示すること(イベント当日に掲示状況を確認します)。

12. 販売商品による食中毒や事故等が発生しないよう、出店者は品質管理、衛生管理に十分注意し、万が一発生した場合は事務局に速やかに報告するとともに、出店者自らの責任において適切に対応すること。

13. 酒(アルコール)類を販売する場合は、開設しようとする所在地の税務署(仙台北税務署)に届出を行っていること。

また、未成年への販売、自動車を運転する者への飲酒を目的とした販売を行わず、その旨を店頭に表示すること。

14. 商品、備品、機材等の盗難及び危険防止等のため、管理を十分に行うこと。

なお、盗難、紛失、故障等の損害を被った場合、主催者は一切責任を負わない。

15. 出店者は店舗周辺の清掃を随時行うとともに、自らゴミ袋等を準備・設置すること。

また、会場内で飲食するものを販売する場合、販売後のゴミや汁等の食べ残し、廃棄物・廃液は出店者が責任をもって持ち帰ること。

16. 公園内には、水飲み場以外の上下水道設備がないため、調理等に必要な水の確保は各自で行うこと。

17. 公園内は禁煙。

18. そのほか、事務局からの指示及び公園使用の条件(後日送付)に従うこと。

※ 上記の確認事項、遵守事項及び同意書等に違反した場合は、出店の許可を取り消し、出店者並びに当日の関係者全員が即時退店となるほか、来年度以降の応募もお断りいたします(店名が違ってても出店者が実質的に同一の場合は、同様の扱いとします)。

【問合せ先】

東北農政局 経営・事業支援部 食品企業課内

「食べて応援しよう！in 仙台」実行委員会 事務局

担当：高橋、平山

電話：022-263-1111 (内線4570、4572)

メールアドレス：tabete_ouen@maff.go.jp